

代表者の選任
議決権割合
ツッコミ質問

税額の軽減対策



少数株主対策が必要なのは どうしてですか？

少数株主対策が必要なのは、少数株主も会社法上、株主権が認められているからです。通常時は問題にならなくても、事業承継、相続発生時など、会社として重要な意思決定をする際に、少数株主の存在により、会社運営に支障をきたす可能性があります。

少数株主対策としては、売買などによって、他の株主の保有する株式を任意に取得する方法や、スクイーズアウトを実行し、少数株主から強制的に株式を取得する方法があります。



スクイーズアウトについて 説明してください

スクイーズアウトとは、株主から個別に同意を得ることなく、金銭を対価として株式を取得することです。反対意見を持つ少数株主から、株主の地位を失わせるために行われます。



スクイーズアウトについて 説明してください

株主総会の決議では、出席株主の過半数、または、3分の2以上の合意が必要ですが、少数株主の反対意見によって、会社の迅速な意思決定や、目指すべき経営方針が阻害されることがあります。このような場合に、スクイーズアウトをおこない、少数株主の株式を取得することで、反対意見を排除することができます。



株式会社における支配権について 説明してください

支配権とは、会社を実質的に支配する権利で、株式会社では、持株比率によって株主が行使できる権利が異なり、一定以上の持株比率を有すると、会社のあらゆる事項を、自身の一存で決定できるようになります。



株式会社における支配権について 説明してください

事業承継では、先代の経営者から後継者に対して株式を移転します。株式が分散していると持株比率も分散していることになり、会社の意思決定をスムーズに実行できない可能性があります。最低でも3分の2以上、可能であれば、100%の株式を経営者が保有していることが推奨されます。



経営に必要な議決権割合について 説明してください

経営に必要な議決権割合について、一般的には議決権のある株式の、2分の1超を所有していると、株主総会の普通決議を、自身の判断で成立させることができます。

株主総会の普通決議には、取締役、監査役の選任、役員報酬、剰余金の配当、準備金の減少などが含まれます。



経営に必要な議決権割合について 説明してください

また、議決権のある株式の3分の2以上を所有していると、株主総会の特別決議を成立させることができるため、実質的に会社を支配することができ、経営に必要な議決権割合を確保しているといえます。



代表者を選任する方法を説明してください

代表者の選任は、取締役会を通じて行われます。残った取締役が3人以上いれば、取締役会で、その中から新しい代表取締役社長の選任決議をすることができます。

残った取締役が3人未満の場合には、代表取締役社長の選任はできません。



代表者を選任する方法を 説明してください

その場合には、株主総会で3人目の取締役を選任後、取締役会で代表取締役を選任する必要があります。

新たな代表取締役社長が決定した後は、2週間以内に代表取締役変更の登記を行い、後継者の選任手続きを完了させます。



取締役会が設置されていない場合の 代表者を選任する方法を説明してください

代表者を選任する際に、取締役会が設置されていない場合は、原則として株主総会により代表取締役を選任します。

定款に代表取締役の定めがある場合や、取締役の互選が認められている場合は、定款に応じた手続きで選任します。



取締役会が設置されていない場合の 代表者を選任する方法を説明してください

代表者を選任する際に、取締役会が設置されていない場合は、原則として株主総会により代表取締役を選任します。

定款に代表取締役の定めがある場合や、取締役の互選が認められている場合は、定款に応じた手続きで選任します。